

3 県の役割と組織

知事・県議会の役割と県の仕事

議決機関

県議会

選挙で選ばれた議員（定数102人）により、予算・条例・その他県政の重要な事柄について決定します。

提出された予算・条例の案を審議・決定
 ↓
 予算・条例の案を提出

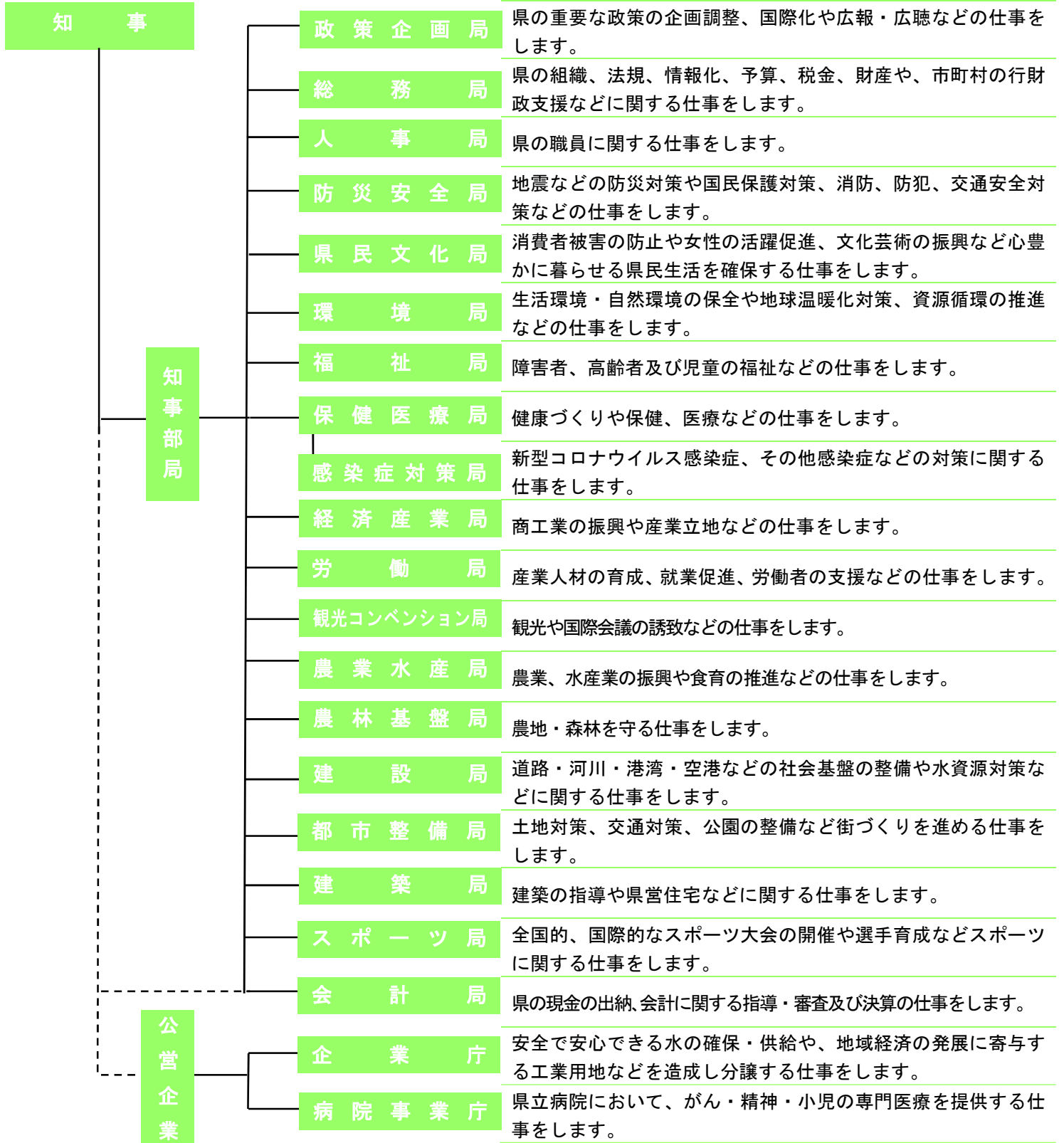
執行機関

知事

県の仕事（行政）を行うための予算・条例（県の法律）の案を作り、県議会に提出したり、県議会で決定されたことを実施します。

行政委員会

知事から独立して仕事（行政）を実施します。



行政委員会

- 教育委員会・・・・・・・・・・・・・・ 学校教育に関することを始め、生涯学習の推進など教育全般の仕事を行います。
- 公安委員会（警察本部、警察署）・・・ 安全で平穏な日常生活を守るため、犯罪の予防・検挙、交通指導取締り、あるいは少年補導、困りごと相談などの仕事をします。
- 選挙管理委員会・・・・・・・・・・・・・・ 選挙が正しく公正に行われるための仕事をします。
- 監査委員・・・・・・・・・・・・・・ 県の会計経理などが正しく行われるように監査をする仕事をします。
- 人事委員会・・・・・・・・・・・・・・ 県職員の採用や待遇などを決める仕事をします。
- 労働委員会・・・・・・・・・・・・・・ 労働組合又は個々の労働者と使用者との間に発生した労働紛争の解決を援助する仕事をします。
- 収用委員会・・・・・・・・・・・・・・ 公共事業に必要な土地の取得に伴う権利の調整をする仕事をします。
- 海区漁業調整委員会・・・・・・・・・・・・・・ 海で行われる漁業に係る調整をする仕事をします。
- 内水面漁場管理委員会・・・・・・・・・・・・・・ 河川等で行われる漁業に係る調整をする仕事をします。

総局・県民事務所等の所管

※ 豊田庁舎については、ダイヤルイン方式を採用していますので、電話番号の□□□□部分に各担当の4桁の番号を入れておかけください。

名称【所管区域】	所在地・連絡先	名称【所管区域】	所在地・連絡先
東三河総局 【豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市】	〒440-8515 豊橋市八町通 5-4 ☎0532-54-5111 Fax0532-53-1379	西三河県民事務所【岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、額田郡】	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4 ☎0564-23-1211 Fax0564-23-4316
新城設案振興事務所 【新城市、北設楽郡】	〒441-1365 新城市字石名号 20-1 ☎0536-23-2111 Fax0536-23-2125	豊田庁舎【豊田市、みよし市】	〒471-8503 豊田市元城町 4-45 ☎0565-32-□□□□ 防災安全 7493、環境保全 7494、 産業労働 7498 Fax0565-32-□□□□ 防災安全、産業労働 6470、 環境保全 3975
尾張県民事務所【一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡】	〒460-8512 名古屋市中区三の丸二丁目 6-1 ☎052-961-7211 Fax052-951-9106		
海部県民事務所【津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡】	〒496-8531 津島市西柳原町 1-14 ☎0567-24-2111 Fax0567-26-0729		
知多県民事務所【半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡】	〒475-8501 半田市出口町 1-36 ☎0569-21-8111 Fax0569-23-2354		

